AKASHI MACHI-BIKA PROJECT

まち美化プロジェクト

－みんなでやろうよ　きれいな明石　－

（明石市アダプトプログラム　・　環境室版）

1　まち美化プロジェクト（明石市アダプトプログラム）とは

アダプト（ADOPT）とは、英語で「養子縁組」を言い、市民や事業者が、地域の共有財産である道路・広場・公園などの**公共施設の里親**となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度のことです。

このボランティア制度のことを本市では**「まち美化プロジェクト ― みんなでやろうよ きれいな明石 ― （明石市アダプトプログラム）」**と呼んでいます。

○ まち美化プロジェクトのしくみ

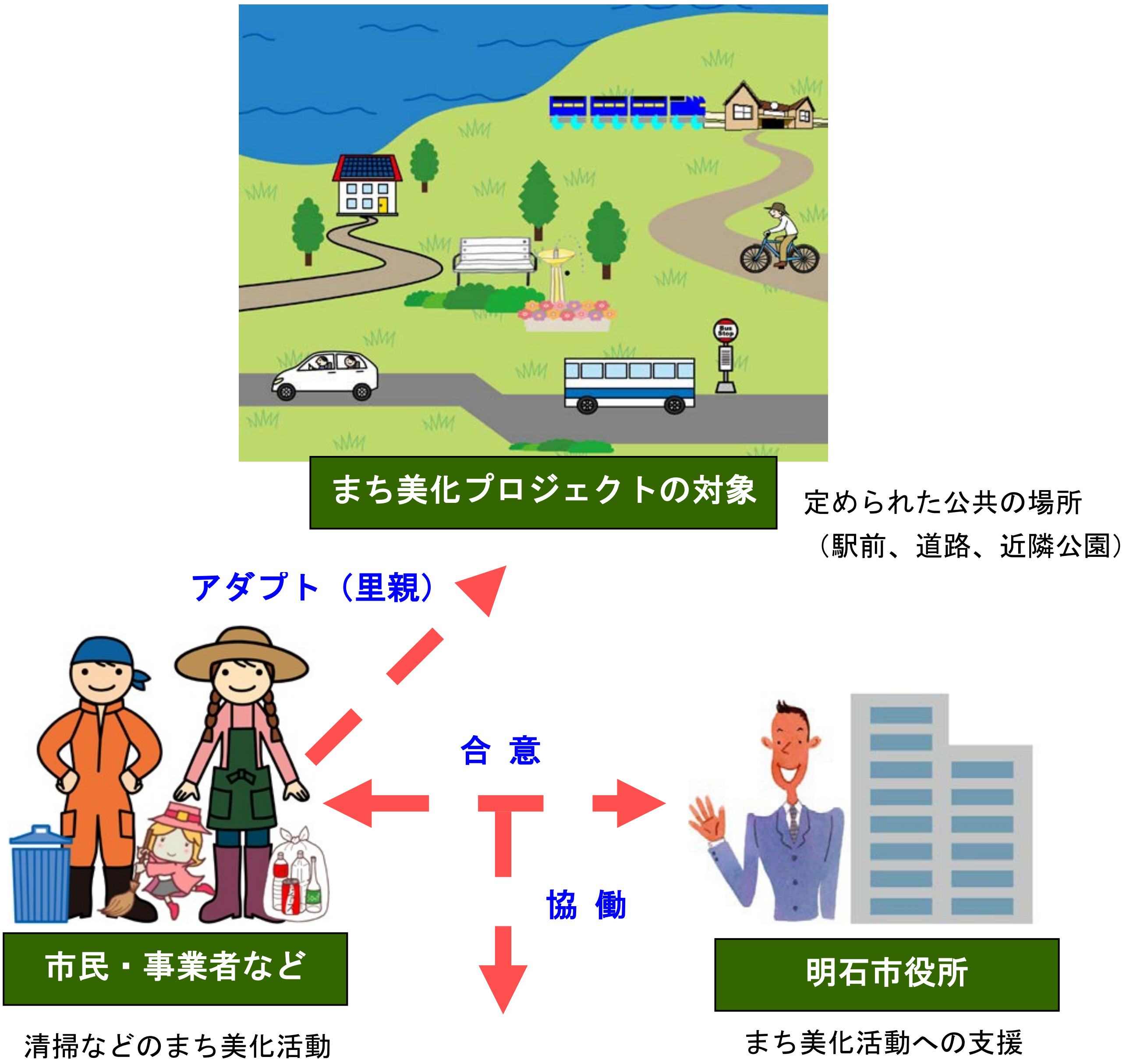

- 合意書の締結　＝　市民・事業者と市役所が合意書を取り交わす
- 市民の役割　　＝　清掃などのまち美化活動、活動報告
- 市役所の役割　＝　活動用具の貸与・支給、保険の加入
  里親看板の設置

２　参加条件

まち美化プロジェクトへの参加には次の条件があります。

（１）　里親は、市民や事業者による５名以上の参加者で構成され、３年以上の活動ができること。

（２）　あらかじめ市と協議ののち、申請書を提出し、市と合意書を取り交わすこと。

（３）　活動回数は年６回以上とし、市と合意した活動区域及び内容について行うこと。

（４）　１年間の活動報告書を提出すること。

（５）　政治・宗教・営業活動を活動目的としないこと。

３　まち美化プロジェクトの種類

まち美化プロジェクトは活動の場所により３つのアダプトに分かれますが、**環境室では「駅前（散乱防止重点区域）アダプト」**を担当しています。

活動の場所	**市内の駅前の散乱防止重点区域**（明石駅、西明石駅、朝霧駅、大久保駅、魚住駅のＪＲ各駅、山陽電鉄・東二見駅）

散乱防止重点区域（市内6カ所■部分）

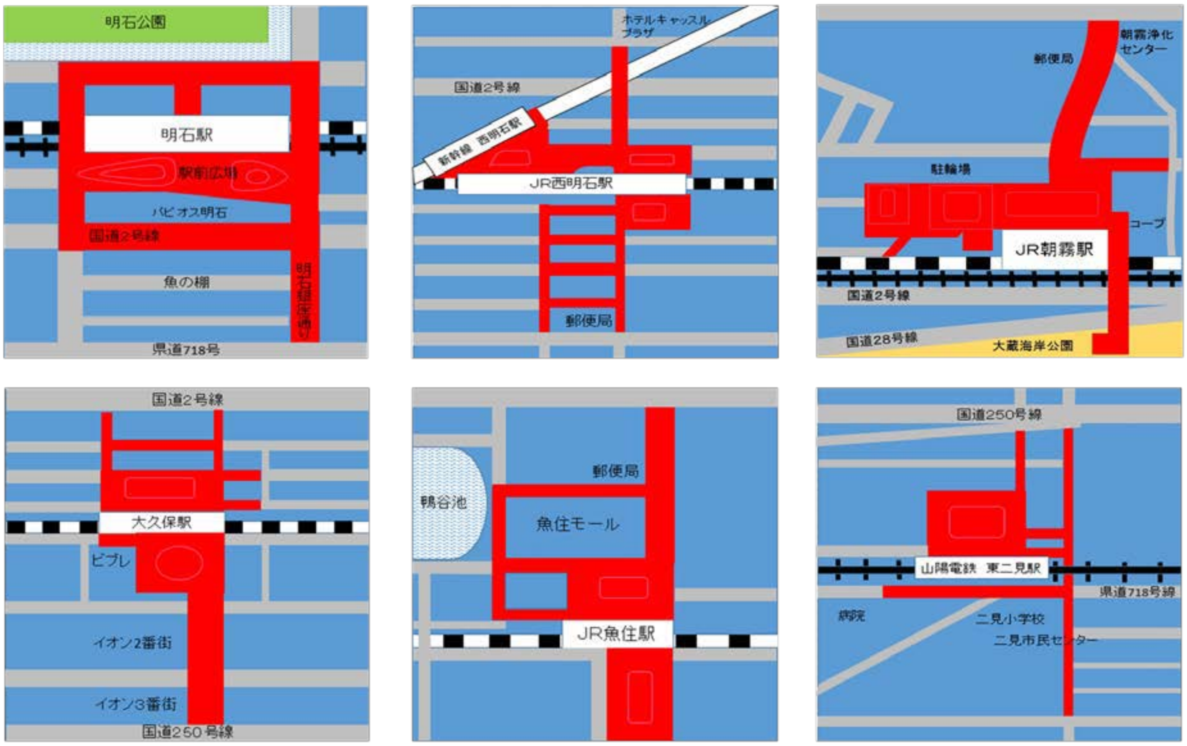

駅前アダプトに参加をお考えの方は、環境保全課へご連絡を！

駅 前 アダプト まずは問い合わせ、ご相談を！	環境室　環境保全課 〒673-0882 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 TEL 918-5030 ， FAX 918-5107 kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp

◎ 参　考

― その他のまち美化プロジェクト ―

駅前アダプトの他に「道路アダプト」と「公園アダプト」があります。

これは市の道路や公園などで美化活動を行うまち美化プロジェクトですが、この２つのアダプトにご興味がありましたら、それぞれの担当へ詳細をお問い合わせください。

名　称	活動の場所	担　当
道路アダプト	市が管理する道路区域内において機能管理上支障とならない場所	道路安全室 道路総務課 市役所６階 TEL 918-5031 dosou@city.akashi.lg.jp
公園アダプト	市内12 箇所の近隣公園のエントランス部分（朝霧公園、松が丘公園、人丸山公園、中崎遊園地、上ヶ池公園、望海浜公園、高丘西公園、高丘東公園、八木遺跡公園、中尾親水公園、住吉公園、西二見公園）	都市整備室 緑化公園課 市役所７階 TEL 918-5039 kouen@city.akashi.lg.jp

４　里親の活動内容

まち美化プロジェクト「駅前アダプト」の里親の活動内容は、ポイ捨て防止重点地区での下記のような清掃活動などですが、環境保全課と相談の上、活動内容を決定していただき、合意書を取り交わします。

（１）空き缶、吸い殻、紙くず（リサイクルできないもの）、金属類などの回収

回収したごみは、次の種類に分別し、家庭から排出するごみ類として定められた日にごみステーションに出してください。

事業所の里親さんは、事業所が処理している方法でごみを処理してください。

① 燃やせるごみ(草、木くず、プラスチック、リサイクルできない紙類など)
② 資源ごみ(缶、びん、ペットボトル)
③ 燃やせないごみ(金属類など)

なお、次のものは回収しないでください。

① 犬・猫などの小動物の屍体
② 放棄自転車など大型廃棄物
③ その他、回収不能なごみ類

（２）情報の提供

① ごみの散乱状況などの情報提供
② 公共施設の破損・異常箇所（危険、落書き等）の市への通報

（３）市から貸与又は支給された活動用具の保管

市からの活動用具の貸与又は支給を希望される里親は、貸与又は支給された活動用具を参加者のみなさんで適切に保管してください。

注意事項は次のとおりです。

① 「アダプト活動用具貸与・支給申請書」を環境保全課へ提出してください。
② 貸与・支給する用具類はそれぞれ数量に上限があります。
その上限を超えて貸与・支給することはできません。
③ 貸与・支給した用具類を保管するための保管庫などは貸与・支給いたしません。

（４）その他必要な活動

市と里親の皆さんと協議して決定します。

６　市の支援等について

里親活動に対して市は下記の支援等を行います。

（１）活動用具の貸与又は支給（「アダプト活動用具貸与・支給申請書」を環境保全課へ提出してください。）

（２）里親表示看板の設置

（３）コミュニティ活動災害保障保険の加入

なお、その他、必要に応じて助言等を行うことがあります。

７　里親活動の注意について

里親活動は下記に注意して行ってください。

（１）天候不良で視界の悪い日や作業に支障があると思われる日には活動しないでください。

（２）車道部には出ないで下さい。

（３）幼児等の子供連れでは活動しないでください。

（４）事故が発生したときには、環境保全課に報告してください。

８　活動報告書の提出について

活動の年度ごとに報告書を環境保全課へ提出してください。

活動報告書の様式は、毎年度末を目処に環境保全課より各里親へ送付いたしますので、それを使用してください。

なお、提出は、その年度の活動終了後、１５日以内となっています。

可能でしたら、活動中の写真を別途、電子メールで送っていただけると助かります。

報告書提出先	環境室　環境保全課 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 TEL 918-5030 , FAX 918-5107 kankyo-hozen @city. akashi. lg. jp

９　活動内容を変更するには

活動の内容を変更したい場合は、環境保全課にご相談の上、既に取り交わしている合意書を添えて変更申請書を環境保全課へ提出してください。

様式は「様式第１号　明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）」を使用してください。

その内容に基づいて審査を行い、改めて合意書を取り交わします。

10　まち美化プロジェクトの合意解除について

里親活動が下記の内容のいずれかに該当するときには合意が解除されることがありますのでご注意ください。

（１）　政治、宗教又は営業活動が行われたとき。

（２）　活動内容が合意書の内容と異なるとき。

（３）　公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

（４）　活動区域とする公共施設等が休止又は廃止されたとき。

（５）　継続して活動を行うことが困難になったとき。

（６）　その他合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

11　里親を辞退したいとき（活動を止めたいとき）

「様式４号　活動辞退届」を環境保全課へ提出してください。

なお、辞退の際には、市から「貸与した活動用具」及び「支給した活動用具」の余りを環境保全課へ返却してください。

アダプトプログラムの手続きの流れ

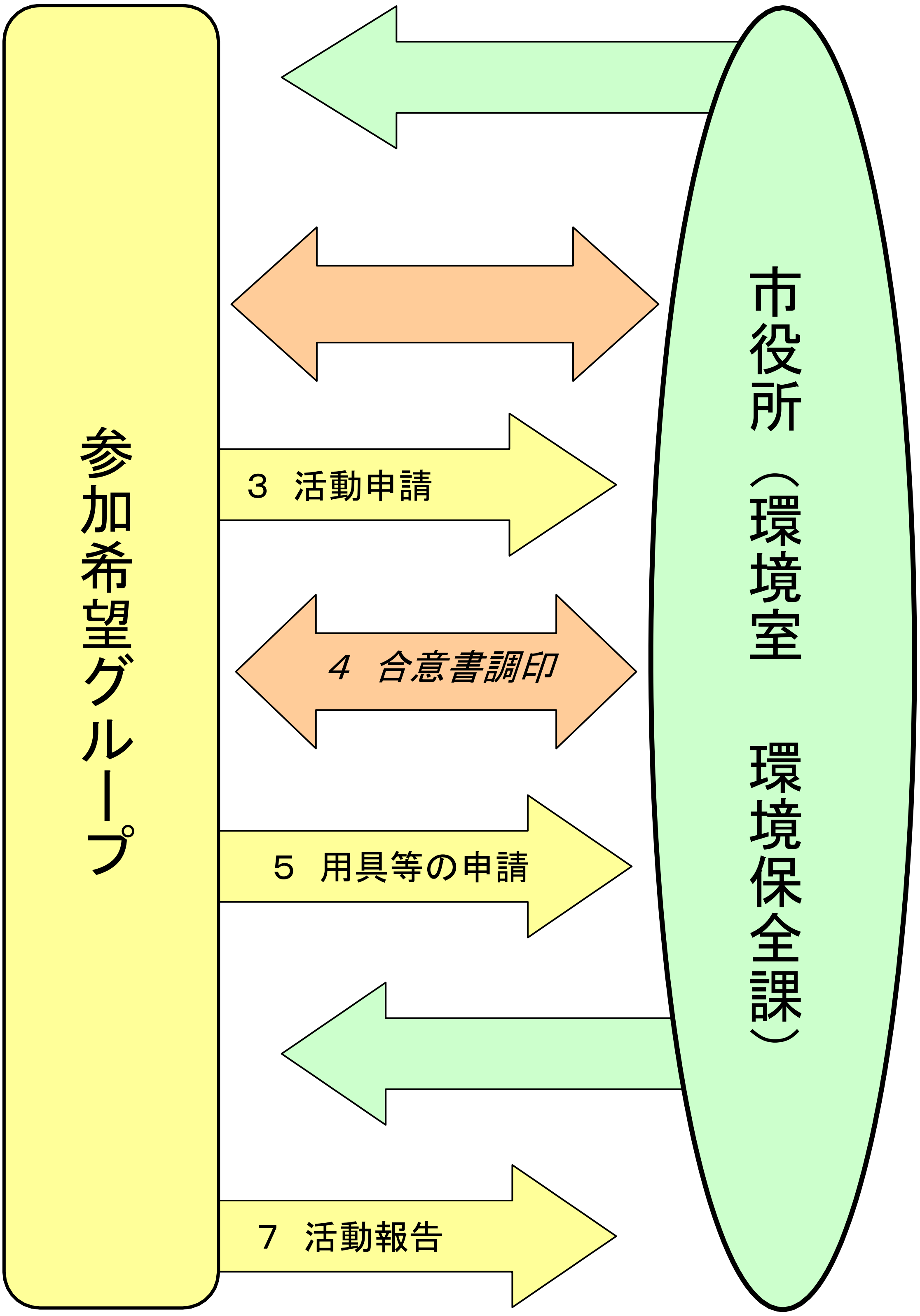

※ 活動内容を変更したい場合は、各担当課へ相談の上、上記の２～６を行います。
変更の申請は「様式第１号 明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）」を使います。

明石市アダプトプログラム実施要綱

明石市アダプトプログラム実施要綱

（目　的）

第１条 この要綱は、アダプトプログラムの実施に関し、必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、道路、公園その他の公共施設（以下「公共施設等」という。）の環境美化及び協働のまちづくりに資することを目的とする。

（定　義）

第２条 この要綱において「アダプトプログラム」とは、市が、公共施設等においてボランティアで環境美化活動を行う団体に対し、合意書の締結を前提に支援を行う制度をいう。

（参加団体）

第３条 アダプトプログラムの参加団体（以下「里親」という。）になることができるものは、５人以上で構成される団体であって、３年以上アダプトプログラムを実施することができるものとする。

（申　請）

第４条　里親になろうとするものは、公共施設等において、自らの活動区域を定め、市長に明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）（様式第１号）を提出しなければならない。

（合意書の締結）

第５条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申請をしたものを里親に認定して、合意書（様式第２号）を取り交わすものとする。ただし、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、合意書を取り交わさないものとし、その旨を明石市アダプトプログラム参加不承認通知書（様式３号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

（１）　政治、宗教又は営業活動を目的とするとき。

（２）　活動区域とする公共施設等が休止又は廃止される予定があるとき。

（３）　継続して活動を行うことが困難と認められるとき。

（４）　その他里親に認定することが適当でないと市長が認めるとき。

（里親の役割）

第６条　里親は、１年について６回以上次に掲げる活動の全部又は一部を実施するものとする。

（１）　活動区域内の散乱ごみの回収

（２）　ごみの散乱状況などの情報提供

（３）　分別ごみの搬出

（４）　公共施設等の破損等による危険箇所又は落書き等の異常箇所を市へ通報すること。

（５）　その他合意書において合意したこと。

２　里親は、第９条第１項第１号の規定により市から用具等を貸与又は支給された場合は、当該用具等を適切に管理しなければならない。

（合意書の変更）
第７条　里親が合意書の内容を変更しようとする場合は、市長に明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）に合意書を添えて、市長に提出しなければならない。
２　第４条の規定は、前項の規定により合意書の内容を変更しようとする場合に準用する。
（報告書の提出）
第８条　里親は、毎年度、活動報告書を市長が別に定める日までに提出するものとする。
（市の支援）
第９条　市長は、里親に対し、次に掲げる支援を行うものとする。
（１）　里親としての活動に必要な用具等の貸与又は支給
（２）　里親表示看板の設置
（３）　コミュニティ活動災害保障保険への加入
（４）　その他里親としての活動のために市長が特に必要と認めるもの
（合意の解除）
第１０条　里親は、合意を解除しようとする場合は、活動辞退届（様式第４号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、里親が次の各号にいずれかに該当すると認められる場合は、合意を解除できるものとする。
（１）　政治、宗教又は営業活動が行われたとき。
（２）　活動内容が合意書の内容と異なるとき。
（３）　公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
（４）　活動区域とする公共施設等が休止又は廃止されたとき。
（５）　継続して活動を行うことが困難になったとき。
（６）　その他合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。
３　市長は、前項の規定により合意を解除したときは、合意解除通知書（様式第５号）により、当該里親に通知するものとする。
（事故報告）
第１１条　里親の代表者は、里親としての活動中に事故が発生した場合は、速やかに市長に報告しなければばらない。
（庶　務）
第１２条　アダプトプログラムに関する庶務は、環境保全課において処理する。
（補　則）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

駅前アダプト用様式集

様式第１号　明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）
（まち美化プロジェクト）

どのようなときに使用する様式ですか？	次の場合に使用する申請書です。 (1) アダプトプログラム（まち美化プロジェクト）の活動を行いたいとき (2) 現在行っているアダプトプログラム（まち美化プロジェクト）の合意書の内容を変更したいとき
必要な添付書類は？	(1) 活動区域の略図（様式の裏面に記入できない場合） (2) 活動の参加者の名簿
提出部数は？	１部です。
提出先は？	環境産業局環境室環境保全課 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 ＴＥＬ：078-918-5030 メール：kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp

様式第１号（第４条、第７条関係）

明石市アダプトプログラム申請書（変更申請書）

（まち美化プロジェクト）

年　　月　　日

明石市長　様

アダプトプログラムへの参加を　□ 希望します　□ 変更します　ので下記のとおり申請します。

里　親　名
（グループ名）
住　　　所
代表者氏名
連　絡　先

記

活動区域		明石市　　　　　　　　　　　　　　　付近 ※ 区域の略図は裏面に記入するか、又は別紙を添付してください。
活動計画	活動の種類	■ 駅前アダプト　　□ ~~道路アダプト~~　　□ ~~公園アダプト~~
	希望する活動の内容	□ 活動区域内の散乱ごみの回収 □ ごみの散乱状況などの情報提供 □ 公共施設等の破損等による危険箇所又は落書き等の異常箇所の市への通報 □ その他、下記に具体的にお書きください。
	活動参加者	別紙のとおり　全　　　　名　（名簿を添付してください）
	活動回数	□ほぼ毎日　□１週間に　　回　□１月に　　回　□1年に　　回
	活動開始日	年　　月　　日
連絡担当者		氏名　　　　　　　　連絡先
里親表示看板		□希望する（表示名　　　　　　　　）　□希望しない

活動場所の略 図

アダプト活動用具貸与・支給申請書
（まち美化プロジェクト）

どのようなときに使用する様式ですか？	アダプトプログラム（まち美化プロジェクト）の活動で必要な用具の貸与や支給を申請するときに使用します。
申請にあたっての注意点は何ですか？	次の点にご注意ください。 (1) 貸与や支給には、数量等の基準や上限があります。 (2) 貸与・支給した用具類の保管庫などは貸与・支給いたしません。 (3) 下記の誓約を守ってください。 ・ 貸与及び支給を受けた物品は、里親活動以外には使用しません。
申請にあたっての注意点は何ですか？	次の点にご注意ください。 (4) 貸与や支給には、数量等の基準や上限があります。 (5) 下記の誓約を守ってください。 ・ 貸与及び支給を受けた物品は、里親活動以外には使用しません。 ・ 貸与・支給した用具類の保管庫などは貸与・支給いたしません。
必要な添付書類は？	ありません。
提出部数は？	１部です。
提出先は？	環境産業局環境室環境保全課 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 ＴＥＬ：078-918-5030 メール：kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp

申請書様式（第９条関係）

アダプト活動用具貸与・支給申請書
（まち美化プロジェクト）

年　　月　　日

明石市長　あて

アダプトプログラムの活動用具の貸与・支給を、以下のとおり申請します。

里親名
（グループ名）

住所

代表者氏名

連絡先

	品目	数量
貸与物品	ほうき	
	ちりとり	
	トング	
	腕章	
	その他（　　　　　　）	
支給物品	軍手（ダース）	
	ごみ袋（４５リットル）	
	ごみ袋（手提げタイプ）	
	その他（　　　　　　）	

【誓約事項】

貸与及び支給を受けた物品は、里親活動以外には使用いたしません。

駅 前 ア ダ プ ト 活 動 報 告 書
（まち美化プロジェクト）

どのようなときに使用する様式ですか？	アダプトプログラムまち美化プロジェクト）の１年間の活動内容を報告するときに使います。 この様式は、年度が終了する前に里親へ送付いたします。
必要な添付書類は？	特にありませんが、活動の様子を写した写真があれば添付してください。 可能であれば、写真は別途、電子メールで送ってくださると助かります。
提出部数は？	１部です。
いつ提出しなければいけませんか？	その年度の活動終了後１５日以内に提出してください。
提出先は？	環境産業局環境室環境保全課 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 ＴＥＬ：078-918-5030 メール：kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp

活動報告書様式（第８条関係）

駅 前 ア ダ プ ト 活 動 報 告 書
（まち美化プロジェクト）

年　　月　　日

明石市長　様

平成　　年度のアダプトプログラムについて下記のとおり報告します。

里　親　名
（グループ名）
住　　　所
代表者氏名
連　絡　先

記

活　動　の　場　所	明石市　付近					
活　動　回　数	４月	回	５月	回	６月	回
	７月	回	８月	回	９月	回
	１０月	回	１１月	回	１２月	回
	１月	回	２月	回	３月	回
１回の平均従事者数	名					
活　動　内　容	回収したごみの量	燃やせるごみ	袋			
		資　源　ご　み	袋			
		燃やせないごみ	袋			
意見・要望・連絡事項など						

※　当該年度の活動終了後１５日以内に提出してください。

様式第４号　活　動　辞　退　届

（まち美化プロジェクト）

どのようなときに使用する様式ですか？	アダプトプログラム（まち美化プロジェクト）の活動を止めたいときに使用する届出書です。
必要な添付書類は？	ありません。
提出部数は？	１部です。
提出先は？	環境産業局環境室環境保全課 〒674-0053　明石市大久保町松陰 1131 明石クリーンセンター内 ＴＥＬ：078-918-5030 メール：kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp

様式第４号（第１０条関係）

活　動　辞　退　届
（まち美化プロジェクト）

年　　月　　日

明石市長　様

アダプトプログラムの里親を辞退します。

里　親　名
（グループ名）
住　　　所
代表者氏名
連　絡　先

記

活動の場 所	明石市　　　　　　　　　　　　付近
活動終了 日	

アダプト看板（見本）

まち美化プロジェクト

ー みんなでやろうよ　きれいな明石 ー

グループ名　○○○○○

番号 E-004　　明石市環境室

まち美化プロジェクト

ー みんなでやろうよ　きれいな明石 ー

グループ名　○○○○○

番号 C-000　　明石市道路安全室

まち美化プロジェクト

ー みんなでやろうよ　きれいな明石 ー

グループ名　○○○○○

番号 U-000　　明石市都市整備室

明石市環境室

平成 31(2019)年 4 月 1 日